平成２７年（フ）第２３号
高知県安芸市港町２丁目２番34号　えびすアパート２階10号（南）
債務者　山本　大平
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
宮崎市中村東１丁目６番19号　べるハウス102号、前住所宮崎市大塚町城ノ下2778番地９
債務者　小倉　克子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６１号
宮崎県都城市前田町14街区10号
債務者　東　　伸洋
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１７２号
福井県丹生郡越前町血ケ平第109号１番地、旧住所福井県鯖江市水落町４丁目３番35号
債務者　グリーンウエストこと　西村　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
福井市みのり４丁目14番50号　コーポハヤシ101
債務者　青山　伸一
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
和歌山県御坊市御坊55番地３
債務者　新家　佳美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第４５号
山口県大島郡周防大島町大字東安下庄774番地12
債務者　濱田　圭子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第４７号
山口県熊毛郡上関町大字長島25番地10
債務者　吉田　　猛
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第４８号
山口県柳井市新庄17番地20　センチュリーゆらぎ201号
債務者　松井　惠子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２９７号
神戸市長田区梅ケ香町１丁目６番７号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地60棟911号
債務者　朱原　聖子（旧姓柳）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６２号
神戸市垂水区名谷町1827番地の１　ブランズ名谷212号
債務者　松本　久人
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市佐野町６丁目38番地
債務者　古園　耕造
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１２７号
神奈川県横須賀市上町３丁目９番地　第３高梨ビル401
債務者　大泉　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田447番地１
債務者　輪島　貴子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９００号
愛知県日進市梅森台５丁目214番地
債務者　澤田　明理
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０５７号
東京都大田区池上４丁目16－４－202
債務者　大條　美知
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部